

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例

(税務課)

一

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

三

公布された条例のあらまし

北海道税条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)

一 趣旨

地方税法の改正に伴い、個人の道民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 個人の道民税

平成十六年度までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額八千万円超の部分の道民税百分の三の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を百分の二とすることとした(附則第十条関係)。

2 不動産取得税

住宅用地に係る税額の減額措置について、適用対象となる要件の緩和を行うこととした(第四十四条の七、附則第七条の二の四、附則第七条の三関係)。

3 自動車取得税

(一) 平成十三年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした(附則第九条の二の二関係)。

(二) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域外において一定の自動車を完全廃車して最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合の税率の特例措置と、一定の低燃費自動車に係る課税標準の特例措置との重畳適用措置を廃止することとした(附則第九条の二の二関係)。

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十四年三月三十一日

北海道条例第四十四号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和二十五年北海道条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
第四十四条の七第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第四項」を「第四項及

公布された規則のあらまし

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五十六号)

一 趣旨及び内容

地方税法の改正等に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

5 その他

規定の整備を行うこととした。

4 軽油引取税

(三) 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長することとした(附則第九条の二の二関係)。
(四) 平成十五年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、現行税率から、平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それぞれ控除した率とする(附則第九条の二の二関係)。

化学工業及び製紙業を営む者が一定の用に供する軽油に係る課税免除措置を廃止することとした(第百三条関係)。

平成十四年三月三十一日 日曜日

二

び第五項」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第四号中「取得年月日又は取得予定年月日」を「新築（予定）年月日又は取得（予定）年月日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次のように加え、同項を同条第七項とする。

四 第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項

イ 住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称

ロ 住宅を新築した者又は新築する予定の者の住所及び氏名又は名称

第四十四条の七第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項第二号から第四号まで」に、「同項各号」を「同項第二号から第四号まで」に、「みなして同項」を「みなして同項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより第一項第一号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあつたものとみなして同号の規定を適用する。

第四十四条の八第二項中「を新築する」を「が新築される」に、「添附して」を「添付して」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項

イ 住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称

ロ 住宅の着工及び完成予定年月日並びに住宅を新築する予定の者の住所及び氏名又は名称

第四十四条の十第二項第五号を次のように改める。

五 第四十四条の七第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項
イ 特例適用住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称
ロ 特例適用住宅の新築年月日並びに特例適用住宅を新築した者の住所及び氏名又は名称

第一百三条の表の第十五号中八を削り、二を八とし、同表の第二十号を次のように改める。

二十 削除

附則第七条の二の第四第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第七条の三第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る、次号及び第三号に該当する場合を除く。）

附則第七条の三第三項第四号中「住宅の」の下に「新築又は」を加え、同条第四項中「第一項第一号」を「第一項第一号又は第二号」に、「附則第七条の三第一項第一号」を「附則第七条の三第一項第一号又は第二号」に改め、「これら」とあるのは「同号」とを削り、「を新築する」を「が新築される」に、「三年以内に当該土地の上にある住宅を取得すること」を「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上に三年以内に住宅が新築されること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては三年以内に当該土地の上にある住宅を取得すること」に改める。

附則第七条の四第二項、第四項、第六項及び第八項中「を新築する」を「が新築される」に改める。

附則第九条の二の第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「附則第十六条の二の第六第七項」を「附則第十六条の二の第六第八項」に改め、「で同条第八項に規定するもの」を削り、「附則第十六条の二の第六第九項」を「附則第十六条の二の第六第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「附則第十六条の二の第六第十一項」を「附則第十六条の二の第六第十二項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第十六条の二の第六第十三項」を「附則第十六条の二の第六第十四項」に、「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一

二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第十条第一項中「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第一項を削り、同条第三項

中「第一項」を「前項」に、「附則第三十四条第四項第三号」を「附則第三十四条第三項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十条の二第二項中「前条第一項各号及び同条第二項」を「前条第一項」に改める。

附則第十条の三第一項中「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改める。

附則第十一条第一項第一号中「附則第十条第四項第二号」を「附則第十条第三項第二号」に改め、同条第二項中「附則第十条第四項第一号」を「附則第十条第三項第一号」に、「附則第三十四条第四項第三号」を「附則第三十四条第三項第三号」に改め、同条第四項中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。
附則第十二条の二第二項中「に払込み」の下に「（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第九条の二の二第五項、第七項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前のこの条例による改正前の北海道税条例附則第九条の二の二第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例第百三条の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

規則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

北海道規則第五十六号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道知事 堀 達 也

北海道税条例施行規則（昭和二十九年北海道規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「他の支庁」を「第一条第五号に規定する支庁以外の支庁又は道税事務所」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「当該支庁長」を「当該支庁又は道税事務所の長」に改める。

第十六条の五第二項中「請求が」の下に「第一条第六号に規定する」を加える。

第四十七条第二項中「第四十四条の七第七項」を「第四十四条の七第八項」に改める。

第四十九条の二の見出し中「を新築する」を「の用に供する」に改める。

第四十九条の七第二項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項第五号中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改める。

第六十八条第二項中「請求が」の下に「第一条第六号に規定する」を加える。

第六十八条の五中「第一条第五号に規定する」及び「第一条第六号に規定する」を削る。

第六十八条の六第一項中「第一条第六号に規定する」を削る。

第六十九条第二項中「請求が」の下に「第一条第六号に規定する」を加える。

第七十一条の十一第一項中「所管する支庁長」を「所管する支庁又は道税事務所の長」に改め、同条第二項中「引継ぎを受けた支庁長」を「引継ぎを受けた支庁又は道税事務所の長」に改める。

別記第五十一号様式の下を次のように改める。

別記第五十一号様式の4（第43条の3関係）

不動産取得税住所変更書

北海道 支庁長 様

年 月 日

出 発 者		住所（所在地）	住所（所在地）
フリガナ		フリガナ	フリガナ
氏名（名称）		氏名（名称）	氏名（名称）
電話		電話	電話
連絡先		連絡先	連絡先

申告者（取得者）が三人以上の場合、下の「備考」欄に上記以外の方の住所、氏名等を記載の上、押印してください。

次の住所の取得については、課税標準の特例の適用を受けたいので、関係書類を添付して申告します。

適用を 受けようとする住宅	所 在	家 屋 番 号	種 類 (用途)
	構造	床 面 積 m ²	(戸用)
	年 度	納 期 限	納 付 年 月 日
既に納税通知書の送付を受けている場合にのみ記入		納 付 年 月 日	納税通知書番号

処 理 事 項	該 当 ・ 否	鉄筋コンクリート造等の住宅 前25年以内の新築	該 当 ・ 否
床 面 積	(併用住宅の住宅部分の床面積 m ²)	そ の 他 の 住 宅	該 当 ・ 否
判 定 結 果			
法第73条の14第3項 該 当 ・ 否	価 格	円	税 額
	住 宅 控 除 額	円	
	控除後の価格	円	控除後の税額
備 考			

注意 1 次の書類を添付してください。

(1) 住宅の売買契約書の写し及び売買代金の領収証の写しのほか、次のいずれかの書類

ア 住宅用家屋証明書及び住宅の登記簿謄本（住宅用家屋証明書に住宅の建築年月日の記載がある場合は不要）

イ 住宅の登記簿謄本及び自己の居住を証する書類（住民票、運転免許証の写し、健康保険証の写しなど）

(2) その他支庁長が指示する書類

2 印欄は、記載しないでください。

原記帳第十四号様式及び原記帳第十四号様式を次のように定める。

別記第54号様式（第47条、第49条の2 関係）

(表)

不動産取得税減額申請書兼還付申請書

年 月 日

北海道 支庁長 様

住所 (所在地)	住所 (所在地)
フリガナ	フリガナ
氏名 (名称)	氏名 (名称)
電 話	電 話
連絡先	連絡先
申請者 (取得者)	
申請者 (取得者) が三人以上の場合は、下の「備考」欄に上記以外の方の住所、氏名等を記載の上、押印してください。	

次の土地に係る不動産取得税について、減額を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請の内容	□住宅用土地減額 (道税条例第44条の7第7項) □住宅用土地減額に基づく還付 (道税条例第44条の10第2項)	付記事項	□住宅用土地減額 (道税条例附則第7条の3第3項) □住宅用土地減額に基づく還付 (道税条例附則第7条の3第4項)
所 在	家 屋 番 号	種 類 (用途)	(戸用)
適用を受けようとする土地のある住宅	構造	床 面 積 m ²	新 築 年 月 日
住宅を新築した者	住所 (所在地)	氏名 (名称)	取得年月日
適用を	年度	課 税 標 準 額	税 額
受けようとする土地	所 在	地 番 地 目	納付年月日

する土地	地	積 取 得 年 月 日	納 税 通 知 書 番 号
	m ²		
住宅が新築された 時における所有者	住所 (所在地)		氏名 (名称)
	条例第44条 の7第1項、 第2項	円 条例附則第 7条の3第 1項	円 還付を受け ようとする 税額
	金銭機関名及び支店名	口座名義人(カナ氏名)	預 金 口 座 番 号
		1 普通 3 納 税 準 備 2 当座 4 組合員勘定	
口座振替に よる還付を 希 望 す る 合 場	還付金は、申請者 (取得者) 以外の方の口座には振り込むことができません。 なお、申請者 (取得者) は二人以上の場合は、代表して受け取られる方の口座名 義をカナで記載してください。		

処 理 事 項	床 面 積	新 築 未 使 用 住 宅	該 当 ・ 否	判 定	条例第44条の7	条例附則第7条の3
	該 当 ・ 否 (併用住宅の住宅 部分の床面積 m ²)	既 存 新築コナート等の住宅 前25年以内の新築 そ の 他 の 住 宅 前20年以内の新築	該 当 ・ 否	結 果	1・1 1・2 1・3・否 1・4 Ⅱ・1 Ⅱ・2	該 当 { 1・1・否 1・2

備 考

- 注意 1 「申請の内容」欄は、該当する事項の□にシ印を付けてください。
- 2 裏面に掲げる書類を添付してください。
- 3 印欄は、記載しないでください。
- 4 不要の文字を消して使用してください。

添付書類 (裏)

区 分	添 付 書 類
1 住宅が新築された場合	1 取得した土地の売買契約書の写し及び売買代金の 領収証の写しのほか、次のいずれかの書類 (1) 住宅の登記簿謄本 (2) 住宅の表示登記済証の写し (3) 建築基準法の検査済証の写し及び住宅の平面図

3 既存住宅 (中古住宅) を 取得した場合	2 あなたから土地を譲り受けた者が住宅を新築した ときは、当該譲受者との間の土地の売買契約書の写 し
	3 その他支庁長が指示する書類
	1 取得した土地と住宅の売買契約書の写し及び売買 代金の領収証の写しのほか、次のいずれかの書類 (1) 住宅の登記簿謄本 (2) 住宅の表示登記済証の写し (3) 建築基準法の検査済証の写し及び住宅の平面図 2 未使用住宅であることを明らかにする書類 (売主 による確認書など) 3 自己の居住を証する書類 (住民票、運転免許証の 写し、健康保険証の写しなど) 自己居住用で、建築後1年を経過している場合 は添付してください。 4 その他支庁長が指示する書類

別記第55号様式 (第48条関係)

不 動 産 取 得 税 減 額 予 定 申 告 書

北海道 支庁長 様

年 月 日

申 告 者 (納 税)	住所 (所在地)	住所 (所在地)
フリガナ	フリガナ	
氏名 (名称)	氏名 (名称)	
電 話	電 話	

連絡先
 連絡先

申告者（納税者）が三人以上の場合、下の「備考」欄に上記以外の方の住所、氏名等を記載の上、押印してください。

次の土地に係る不動産取得税について、減額事由に該当しますので、関係書類を添付して申告します。

適用を受けようとする土地	所		在		地		番		地		目	
	地	積	取	得	年	月	日	取	得	原	因	
												㎡
年度	土地の価格	税	額	減額を受けようとする税額	円	円	円	円	円	円	円	
納期	期限	納付年月日	納税通知書番号									
適用を												
受ける	新築される住宅又は取得する住宅		所		在		家		屋		番	号
根拠	種類（用途）	構造	床面積	㎡	着工予定年月日	完成予定年月日	取得予定年月日	氏名（名称）				
								住宅を新築する予定の者				
								住宅が新築された時における土地の所有者				
付記事項	減額該当（道税条例附則第7条の3第1項第1号）							減額を受けようとする税額				
								円				

徴収猶予 処理事項	道税条例第44条の8		道税条例附則第7条の3	
	承認年月日	・	承認年月日	・
	整理番号		整理番号	
	期間	・から・まで	期間	・から・まで
取消年月日	・		取消年月日	・

備考

注意 1 道税条例附則第7条の3第4項において準用する同条例第44条の8第1項の徴収猶予を受けようとするときは、「付記事項」欄の「減額該当」の文字を。で囲んでください。

2 印欄は、記載しないでください。

3 次の書類を添付してください。

- 取得した土地の売買契約書の写し及び売買代金の領収証の写し
- あなたから土地を譲り受けた者又は譲り受ける者が住宅を新築する場合は、住宅を新築する者に土地を譲渡したこと又は譲渡することを明らかにする書類（土地の売買契約書の写しなど）
- 今後住宅が新築されること又は取得することを明らかにする書類（建築基準法第6条に規定する確認済証など）
- その他支庁長が指示する書類

別添第百十六号様式の「米屋欄外注意」③の事項中「交付受理」を「交付受理」に改める。

趣 意

- この趣意は、平成十四年四月一日から施行となる。
- この趣意の施行の際現行の規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成された用紙がある場合において、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することとを妨げない。